

## 釧路市委託業務等業者選定事務処理要領

### (目的)

第1条 本市が発注する測量・設計・調査業務等（以下「委託業務」という。）の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該資格の審査並びに入札に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、法令等に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### (入札参加資格)

第2条 釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「規則」という。）第2条第3項及び第15条第2項に規定する入札参加資格とは、次の各号によるものとする。

- (1) 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る基準日として都度市長が別に定める日（以下「審査基準日」という。）において、前1年以上申請業種の事業を営みかつ事業高がある者であること。
- (2) 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- (4) 審査基準日において、釧路市に住民登録がある職員で、市が定める人数がいる法人事業所は、釧路市から課税されている市道民税の特別徴収について実施していること。
- (5) 規則第2条第1項、第2項及び第15条第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 釧路市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当しない者であること。

### (業務種別)

第3条 釧路市が発注する委託業務の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計（土木設計・造園設計・建築設計・設備設計・補償コンサルタント・その他設計）
- (2) 測量
- (3) 調査（地質調査・その他調査）

### (入札参加資格の審査)

第4条 資格審査は、2年に1度（以下「基準年」という。）行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、都度資格審査を行うことができる。

### (資格審査申請)

第5条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、釧路市工事関係入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 釧路市工事関係入札参加資格審査申請 確認票
- (2) 釧路市入札参加者登録入力票（設計業務等）
- (3) 設計業務等実績調査票
- (4) 第8条第2項各号に規定する登録等を証明できる書類

- (5) 財務諸表
- (6) 商業登記簿謄本又は身分証明書
- (7) 釧路市税完納証明書
- (8) 厚生年金保険の加入を証明できる書類
- (9) 消費税納税証明書
- (10) 市道民税特別徴収税額の決定通知書（釧路市発行）
- (11) 誓約書（暴力団等に該当しない旨）
- (12) その他市長が必要と認めた書類

（申請書等の提出時期）

第6条 前条に規定する申請書等の提出時期は、審査基準日の属する年度で市長が別に定める期間とする。

（申請書等の提出方法）

第7条 申請書等の提出方法は、郵送によるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、持参、その他の方法によることができるものとする。

（資格審査）

第8条 市長は、申請者が審査基準日において直前1事業年度内に申請業種の実績があるかについて審査を行うものとする。

2 申請者は前項の規定に定めるほか、業種区分に応じて次の各号に掲げる登録を行い、かつ審査基準日において1年以上その業種を営んでいなければならない。

(1) 測 量 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する測量業者の登録をしている者であること。

(2) 調 査

調査種類	登録又は申請業種の実績
地 質 調 査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により、国土交通省に登録している者であること。
そ の 他 調 査	登録不要。

(3) 設 計

設計種類	登録又は申請業種の実績
土 木 設 計 造 園 設 計	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けている者であること。
建 築 設 計	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する建築士事務所の登録をしている者であること。
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録を受けている者であること。
設 備 設 計 そ の 他 設 計	登録不要。

2 申請者は、前2項の規定に定めるほか次の資格を有している者がいなければならない。

業種区分	有 資 格 者



<p>補償コンサルタント</p>	<p>建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者、建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備資格者の登録を受けている者及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者。</p> <p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者。</p>
------------------	---

（入札参加資格者等の認定）

第9条 申請者の入札参加資格の認定は、釧路市建設協議会規程第2条第2項の規定により設置する資格審査部会において審議の上、決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により審議され、第2条各号に掲げる入札参加資格全てを有していると認められた場合は、入札参加資格を有する者（以下「認定者」という。）として認定するものとする。

3 市長は、認定者に資格決定通知書を送付するものとする。また、入札参加資格がないと決定した者に対しては、その理由を付した書面をもって通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第10条 認定者の入札参加資格の有効期間は、審査基準日の属する年度の翌年度4月1日から2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により市長が都度資格審査を行った場合における入札参加資格の有効期間は、2年を超えない範囲で市長が別に定める期間とする。

（変更等の届出）

第11条 認定者は、前条の有効期間内に次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届出なければならない。

- (1) 商号又は名称（受任者含む。）
- (2) 所在地（受任者含む。）
- (3) 電話番号又はファクシミリ番号
- (4) 代表者（受任者含む。）の職氏名
- (5) 代金等振込先指定口座
- (6) 実印又は使用印鑑
- (7) 会社の合併、分割及び譲渡等

（入札参加資格の取消し等）

第12条 市長は、認定者が規則第2条第1項又は第2項に該当することとなったとき又は不正の手段により入札参加資格の認定を受けたと認められるときは、第9条第1項に規定する資格審査部会の審議を経て当該認定を取り消すことができる。

（指名基準）

第13条 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）は、次の

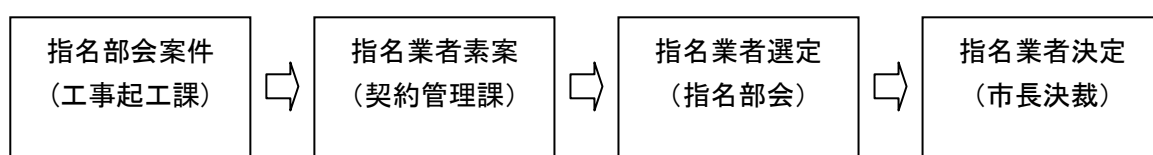
各号に定めるところによるものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 手持業務の状況
- (4) 当該業務における技術的適正
- (5) 審査基準日以降における安全管理の状況
- (6) 審査基準日以降における労働福祉の状況

(指名する者の選定手続き)

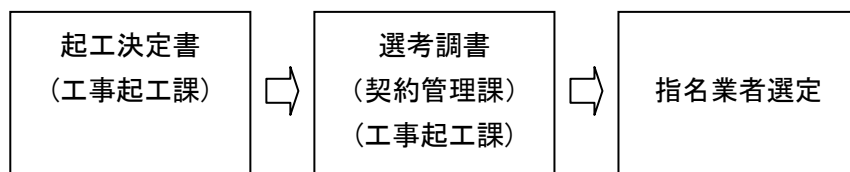
第14条 釧路市事務専決規程別表第2総務部契約管理課の表第2第2項に規定する指名業者の選定手続きは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 発注予定金額が500万円以上の場合



\* 指名部会とは、釧路市建設協議会規程第2条第2項の規定により設置する部会をいう。

- (2) 発注予定金額が500万円未満の場合



\* 選考調書とは、契約管理課で指名業者素案を作成し、工事起工課と合議する書類をいう。

(共同請負)

第15条 設計を委託する場合において、市長が必要と認めたときは規則第32条に規定する共同請負を準用する。このときの業者選定等については、釧路市建設工事共同企業体の運用基準を準用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 1月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。